

がいこくじんしみん ぜいきん 外国人市民のための税金のしおり

にほんごぼん (やさしい日本語版)

☆がいこくじんしみん かたいがい かんたん ぜいきん かつよう
外国人市民の方以外でも、簡単な税金のしおりとしてご活用ください☆



ぜいきん 税金について

とよはしし ぜいきん は、しょう ちゅうがっこう しゅうたく うんえい、ごみの回収、
どろろ こうえん せいび しょうぼう きゅうきゅうかつどう いろいろ しみん おこな
道路や公園の整備、消防・救急活動などの色々な市民サービスを行う
ために使われる大切なお金です。

ですから、税金を期限までに納めることはとても大切なことです。

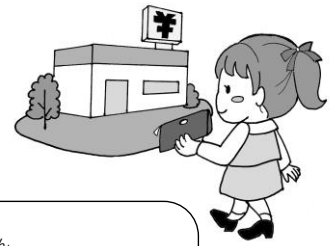
税金のお知らせ(納税通知書)が届いたら、必ず確認して、

納期限までに納めましょう。

税金について不明な点は、豊橋市役所まで連絡してください。

とよはししやくしょ はっこう
豊橋市役所 発行

税金の便利な納め方



税金の納付は期限があります。納期を過ぎての納付は、延滞金^{えんたいきん}が加算^{かさん}されます。

納期限^{のうきげん}までに納め^{おさ}ましょう。

☆コンビニ納付☆

▽税金^{ぜいきん}を納める用紙^{おさ}（納付書^{のうふしよ}）を持って行き、納めてください。

▽納付^{のうふ}できる税金^{ぜいきん}の種類^{しゆるい}

国民健康保険税^{こくみんけんこうほけんぜい}、市・県民税^{しけんみんぜい}（普通徴収^{ふつうちょうしゅう}）、軽自動車税^{けいじどうしゃぜい}、固定資産税^{こていしさんぜい}

▽全国^{ぜんこく}にあるコンビニの店舗^{てんぽ}で納付^{のうふ}できます。

▽ご注意^{ちゆうい}

※納付書^{のうふしよ}にバーコードのないもの、取^{とり}扱^{あつか}期限^{きげん}の過ぎたもの、合計納付額^{ごうけいのうふがく}が30万円^{まんえん}を
超えるものは使用^{しよう}できません。

【問合せ先^{といあわせ}】豊橋市役所^{とよはししやくしよ} 納税課^{のうぜいか} ☎ 0532 - 51 - 2236

☆口座振替☆

▽銀行口座^{ぎんこうこうざ}から、納期限日^{のうきげんび}ごとに引き落とし^{ひきおとし}を行います。

▽納付^{のうふ}できる税金^{ぜいきん}の種類^{しゆるい}

国民健康保険税^{こくみんけんこうほけんぜい}、市・県民税^{しけんみんぜい}（普通徴収^{ふつうちょうしゅう}）、軽自動車税^{けいじどうしゃぜい}、固定資産税^{こていしさんぜい}

▽申^{もうしこ}込^みは豊橋市内^{とよはしし}の金融機関^{きんゆうきかん}・郵便局^{ゆうびんきょく}の窓口^{まどぐち}で（通帳^{つうちょう}と印鑑^{いんかん}が必要です。）

▽ご注意^{ちゆうい}

*申し込んだ月の、翌月の終わり^{よくげつ}にある納期限日^{のうきげんび}から引き落とし^{ひきおとし}がはじまります。

*国民健康保険税^{こくみんけんこうほけんぜい}の納付方法^{のうふほうほう}は原則^{げんそく}、口座振替^{こうざふりかえ}です。

*一度申し込むと、毎年自動的に継続^{まいとしじどうてき}して口座振替^{こうざふりかえ}になります。



【問合せ先^{といあわせ}】豊橋市役所^{とよはししやくしよ} 納税課^{のうぜいか} ☎ 0532 - 51 - 2235



☆豊橋市内^{とよはしし}の銀行^{ぎんこう}・信用金庫^{しんようきんこ}・郵便局^{ゆうびんきょく}などの金融機関^{きんゆうきかん}の窓口^{まどぐち}でも税金^{ぜいきん}を納付^{のうふ}

することができます。税金^{ぜいきん}を納める用紙^{おさ}（納付書^{のうふしよ}）が必要^{ひつよう}です。

とよはしし おも ぜいきん 豊橋市の主な税金

税金の種類	内容	問い合わせ先
<p>こくみんけんこうほけんぜい 国民健康保険税</p> 	<p>とよはししにじゅうみんひょうがある人は、とよはししのこくみん健康保険に加入します。(社会保険など職場の健康保険の対象となる人は除かれます。) 国民健康保険税は、前年の所得などに応じて課税されます。 この制度により病気やケガをしたときに少ない自己負担で、安心して医療を受けることができます。 納付方法は原則、口座振替です。</p>	<p>とよはししやくしよ 豊橋市役所</p> <p>こくほねんきんか 国保年金課</p> <p>0532-51-2295</p> <p>(にしかん かい) (西館1階)</p>
<p>のうきづき 納期月</p>	<p>7・8・9・10・11・12・1・2</p>	
<p>しけんみんぜい 市・県民税</p> 	<p>しけんみんぜいは1月1日現在で住民登録がある市町村に納める税金です。これは前年の所得に応じて課税されます。 毎年3月15日までに前年の収入を申告しなければなりません。 ただし、次に該当する人は申告の必要はありません。 ① 前年中給与所得だけしかなく、勤務先から給与支払報告書が市町村に提出されている人 ② 年末調整を勤務先で行っている人 ③ 所得税の確定申告書を税務署に提出した人 勤務先の給与から天引きで納めていない人は、口座振替を申し込むか、納付書を金融機関またはコンビニに持って行き、自分で納めることになります。</p>	<p>とよはししやくしよ 豊橋市役所</p> <p>しみんぜいか 市民税課</p> <p>0532-51-2200</p> <p>(にしかん かい) (西館2階)</p>
<p>のうきづき 納期月</p>	<p>6・8・10・1</p>	

税金の種類	内容	問合せ先
軽自動車税 	毎年4月1日現在に、バイクなどの軽自動車を所有する人に課税されます。	豊橋市役所 資産税課 0532-51-2210 (東館2階)
納期月	5	
固定資産税 	毎年1月1日現在に、市内に土地・家屋及び償却資産を所有する人に課税されます。	豊橋市役所 資産税課 0532-51-2215 (東館2階)
納期月	5・7・12・2	

くに あいちけん おさ ぜいきん 国・愛知県に納める税金

税金の種類など	内容	問合せ先
所得税 (国税)	個人の一年間の所得に応じて課税される税金 (給与から天引きで納める税金)	豊橋税務署 0532-52-6201
自動車税 (県税) 660cc 超	自動車を所有している人に課税される税金	東三河 県税 事務所 0532-54-5111



のうふ 納付についてのQ&A



Q. 市役所から税金のお知らせ（納税通知書）が届きました。どこで納めればよいですか？

A. 納期限までに納める用紙（納付書）を持って、豊橋市内の銀行や信用金庫などの金融機関・郵便局・コンビニで納付してください。口座振替を申し込んだ人は、申込口座から納期限日に引き落としになります。（詳しくは2ページへ）

Q. 税金を納めない場合はどうなりますか？

A. 納期限を過ぎても税金を納めない場合は、延滞金^{えんたいきん}が加算^{かさん}されます。また、法律^{ほうりつ}に基づいて、給与^{まわらひ}や預金^{よきん}口座^{こうざ}の差押^{さしおさえ}を受けます。税金^{ぜいきん}は納期限^{のうきげん}までに納め^{おさ}ましょう。

Q. 納付書を失くしました。どうすればよいですか？

A. 豊橋市役所納税課^{とよはししやくしよのうぜいか}で納付書^{のうふしよ}の再発行^{さいはっこう}をしています。納税課^{のうぜいか}の窓口^{まどぐち}まで来るか、電話^{でんわ}をしてください。

【問合せ先】 豊橋市役所 納税課 ☎ 0532 - 51 - 2236

Q. 納期限までの納付が難しくなりました。どうすればよいですか？

A. 豊橋市役所納税課^{とよはししやくしよのうぜいか}で納付^{のうふ}の相談^{そうだん}を行っています。納税課^{のうぜいか}の窓口^{まどぐち}に来て^きください。詳しい案内^{あんない}は次のページ^{つぎ}に書いて^かあります。

のうふそうだん

納付相談

日本語のわかる方・・・*受付場所：豊橋市役所 納税課

(西館2階・21番窓口)

☎ 0532-51-2241

*相談日時：月曜日～金曜日の8：30～17：15

(土、日、祝日を除く)

日本語のわからない方・・・納税課のポルトガル語通訳対応

☎ 0532-51-2253

*相談日時：月曜日～木曜日の10：00～17：15

金曜日の10：15～17：15

(土、日、祝日を除く)

*通訳対応は税金の納付相談に限ります。

*相談には時間がかかります。余裕を持って来てください。



ポルトガル語通訳がない時間は・・・外国人相談員対応

*受付場所：豊橋市役所 多文化共生・国際課 (東館11階)

☎ 0532-54-8205

*相談日時：月曜日～金曜日の9：00～12：00、13：00～16：00

(受付は15：30まで)

★ 豊橋市役所 多文化共生・国際課 言語別通訳対応日時一覧 ★

ポルトガル語 ☎ 0532-54-8205

*相談日時：月曜日～金曜日の9：00～12：00、13：00～16：00

(受付は15：30まで)

英語 ☎ 0532-51-2023

*相談日時：月曜日～金曜日の9：00～12：00、13：00～16：00

(受付は15：30まで)

タガログ語 ☎ 0532-51-2023

*相談日時：月曜日・火曜日の9：00～12：00、13：00～15：00

(受付は14：30まで)



と あわ さき いちらん 問い合わせ先の一覧



問い合わせたいこと	問い合わせ先	
市・県民税の内容や申告のことは	市民税課	☎ 0532-51-2200
固定資産税の内容（土地）のことは	資産税課	☎ 0532-51-2215
固定資産税の内容（家屋）のことは	資産税課	☎ 0532-51-2223
軽自動車税の内容のことは	資産税課	☎ 0532-51-2210
豊橋市の税金に係わる証明 （所得証明・課税証明・非課税証明・ 納税証明など）の発行については	資産税課	☎ 0532-51-2229
国民健康保険税の内容のことは	国保年金課	☎ 0532-51-2295
納付相談のことは	納税課	☎ 0532-51-2241
納付書の再発行のことは	納税課	☎ 0532-51-2236
口座振替のことは	納税課	☎ 0532-51-2235

税金カレンダー

税金を納める月	税金の種類			
	市県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税
5月		第1期	全期	
6月	第1期			
7月		第2期		第1期
8月	第2期			第2期
9月				第3期
10月	第3期			第4期
11月				第5期
12月		第3期		第6期
1月	第4期			第7期
2月		第4期		第8期

納税は便利な口座振替で！

★お申込は、豊橋市内の金融機関、ゆうちょ銀行の窓口で★

豊橋市役所 納税課 Tel: 0532 (51) 2253